

ごみの出し方 基本ルール

東海村では、循環を基調とする生活環境と公害のないまちづくりとして、ごみの減量化・資源の有効利用を推進することで、循環型社会の構築を目指しています。

ここでは、東海村にお住まいの方が『ごみ』を出す際の基本的なルールについてご紹介します。ごみはルールを守って分別し、決められた日時に出しましょう。

ごみを出す場所

ごみ集積所

ごみ集積所は、各地域の利用者の皆さんが維持管理しています。ご自分の利用するごみ集積所以外には出せませんので、ご協力ください。また、資源物はごみ集積所へは出せませんので、ご注意ください。（詳しくは3ページ参照）

資源物ステーション

資源物ステーションは、各自治会の協力により設置・運営されている資源物専用のステーションです。東海村公式ホームページ等でお住まいの地域がどこの自治会なのかご確認の上、資源物を出してください。（各品目の出し方については8～15ページ参照）

※自治会により収集の回数が異なります。

注意 ごみ集積所や資源物ステーションに、事業系ごみを出すことはできません。

ごみを出す日

ごみや資源物を出す日は『資源物・ごみ収集日割表』で確認してください。

『資源物・ごみ収集日割表』をお持ちでない方は、清掃センター、役場総合案内、環境政策課でお配りしています。

ごみを出す時間

必ず収集日の朝8時30分までに出してください。
（資源物は資源物ステーションへ朝7時から8時30分まで）



ごみを出す量

1回に出すことができるごみの量は50kgまでです。

50kgを超える多量のごみが出た場合は、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物は東海村清掃センターへ、燃えるごみはひたちなか・東海クリーンセンターへ直接お持ちください。

注意 ●多量のごみが出る場合は、まず清掃センターへお問い合わせください。（17ページ参照）
●東海村外から発生したごみは持ち込みできませんので、発生元の市町村にお問い合わせください。